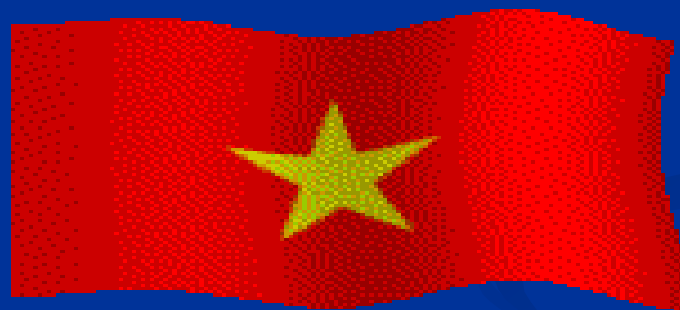


# ベトナムの輸出管理制度



2012年9月28日  
ベトナム商工省  
輸出入部

# ベトナムの輸出管理制度

## 目次

- 第1部：輸出管理の背景と要件
- 第2部 ベトナムの現在の輸出管理制度について
- 第3部 今後の制度整備の方向性

# ベトナムの輸出管理制度

## ■ 第1部 輸出管理の背景と要件

### 1. 一般背景

- グローバリゼーション、国際経済への融合という趨勢
- 世界経済及び地域経済における複雑で多次元的な変動
- ベトナムは世界及び地域内へ深く広く融合していく過程にある。

# ベトナムの輸出管理制度

## 2. 輸出管理の要件

- 法制度の整備による経済運営管理
- 国際的なコミットメントのための制度化及び実施責任の強化
- 自由な経営環境の拡大並びに国による管理・調整の役割の強化

## ベトナムの輸出管理制度

### ベトナムの輸出管理制度:

- 日増しに法律文書の公布が増え発生した諸問題に対応している
- 全体の管理制度並びに個別品目・分野の管理規制の制定・確立
- 法規定の実際上の実行性・責任所在・有効性の強化

# ベトナムの輸出管理制度

## 第2部 ベトナムの現在の輸出管理制度

### 1. 全体の管理制度

1.1. 2005年の商業法: 輸出権、輸出活動,及び輸出管理のための基礎的な法律基盤の確立

1.2. 2006年1月23日付政府議定NO.12/2006/NĐ-CPにより貨物の国際取引並びに外国との貨物売買代理、委託加工、一時通過に関する商業法の施工細則を規定している

## ベトナムの輸出管理制度

政府議定NO.12/2006/NĐ-CPはいくつかの問題に対応している:

- 輸出禁止品目規制、輸出許認可規制および特定分野における管理規制
- 貨物の輸出管理における関係機関の権限と責任に関する規定
- 商人の輸出権及び貨物輸出活動に関するその輸出権及び責任に関する規定

## ベトナムの輸出管理制度

1.3. 2006年6月12日付の政府議定  
NO.59/2006/NĐ-CPにより商業法における貨物・サー  
ビス商売における禁止規定、制限規定及び条件付規  
定

同議定の規制内容:

- 商売禁止の品目・サービス
- 商売範囲制限の品目・サービス
- 条件付の品目・サービス



## ベトナムの輸出管理制度

1.4. 2001年6月29日付関税法第29/2001/QH10（2005年6月14日に改正・補足）

1.5. 2005年12月15日付議定No.154/2005/NĐ-CPにより関税法一部規定において税関手続き、税関検査、税関監視に関する細則規定

- これらの法律文書は税関機関の貨物輸出管理について全体のスキームのほか、輸出管理が必要な品目も規定している。

# ベトナムの輸出管理制度

## 2. 輸出管理品目

- 武器、弾薬、爆発物、軍用技術機材・装備等
- 麻薬類、前駆物質、依存性薬物、向精神薬
- 化学物質、毒性化学物質、毒性化学物質のある品目
- その他輸出管理が必要なデリケートな品目

## ベトナムの輸出管理制度

### 注意すべき問題:

- 具体的な品目の種類、仕様、用途等によって法律上異なる管理規制がある
  
- 主な輸出管理措置は:
  - i) 輸出禁止、および
  - ii) 輸出制限又は条件付き
  - iii) 監視、検査、監督

## ベトナムの輸出管理制度

### 2.1. 武器、弾薬、爆発物,軍用技術機材・装備等の輸出管理

- 武器、弾薬、爆発物,軍用技術機材・装備等(工業用爆発物を除く)は政府議定No.12/2006/NĐ-CP規定及び2006年6月9日付国防大臣決定No.80/2006/QĐ-BQP規定による
- 武器、爆発物および附帯装置等は、武器、爆発物及びその附帯装置等の使用と管理に関する2011年6月30日付法令No.16/2011/UBTVQH12により輸出禁止の対象

## ベトナムの輸出管理制度

- ▶ ベトナムの組織・個人は、党・政府の首脳の護衛目的、スポーツのためのトレーニング・競技、展示、陳列、商品のデモンストレーション、商品紹介等のため、国防大臣並びに公安大臣の許可によってのみ武器及びその附帯装置等をベトナム国外へ持ち出すことができる

(法令第6条)

- ▶ 1. 附帯装置等の輸出は政府首相の規定要件を満たす国防省及び公安省の組織・企業が行うものとし、国防大臣及び公安大臣の判断と決定によるものとする

(法令第32条)

## ベトナムの輸出管理制度

- 工業用爆発物および爆発物の前駆物質等を取り扱う組織は100%の国営企業であり、商工省・公安省・国防省の要請により政府首相から任務を与えられるものでなければならない  
(工業用爆発物に関する2009年4月23日付の政府議定  
No.39/2009/NĐ-CP)
- 工業用爆発物および爆発物の輸出入は主務官庁の許可が必要  
(工業用爆発物に関する2009年4月23日付の政府議定  
No.39/2009/NĐ-CP第33条)

## ベトナムの輸出管理制度

### 2.2. 麻薬類、その前駆物質、依存性薬物、向精神薬等の管理規制

- 麻薬類、前駆物質、依存性薬物、向精神薬等の管理規制は2000年の麻薬防止取締法(2008年改正・補足)により輸出禁止となっている
- 麻薬類、前駆物質、依存性薬物、向精神薬等をベトナム領土を通過運搬する必要がある組織は、ベトナム公安省へ審査・許可申請のため申請書及び申請書類の提出並びに輸出国の輸出許可証および輸入国の輸入許可証の提出が必要

## ベトナムの輸出管理制度

- 依存性薬物、向精神薬、医薬品用前駆物質、放射性薬物等は特別管理品目の規制リストに該当する(薬品法第63条)
- 麻薬類、前駆物質、依存性薬物、向精神薬等の輸入・輸出が許可された機関・組織は輸入及び輸出の際には国の主務官庁へ許可申請しなければならない



## ベトナムの輸出管理制度

- 麻薬類、前駆物質、依存性薬物、向精神薬等を輸入・輸出できる機関・組織は以下に該当するものに限る：
  - ✓ 医療、分析、試験および科学研究に使用するため保健省が輸入・輸出を許可した企業
  - ✓ 製造に使用するため、商工省が前駆物質の輸入・輸出を許可した企業
  - ✓ 犯罪取締り目的で公安省が輸入・輸出を許可した人民公安機関の組織・企業

## ベトナムの輸出管理制度

- 公安省が主導して他の省および同レベルの機関並びにその他の政府機関と連携し麻薬類、前駆物質、依存性薬物、向精神薬等の輸入・輸出・ベトナム領土通過運搬の管理に責任を負う。
- 2011年9月21日付首相決定No.52/2011/QĐ-TTgにより工業用・医療用・犯罪取締り用の麻薬類、前駆物質、依存性薬物、向精神薬等の輸入、輸出、製造、保存、貯蔵、売買、運搬、配送、使用等に関する許認可、監視、検査、監督における連携規定を定めている

# ベトナムの輸出管理制度

## 2.3. 毒性化学物質の輸出管理規制

- 化学兵器禁止条約別表第1に規定した毒性化学物質は、化学兵器の開発、製造、貯蔵、使用及び破壊を禁止する条約を実施するための政府議定No. 12/2006/NĐ-CPおよび2005年8月3日付政府議定No.100/2005/NĐ-CPによる禁止規定
- 研究、医療、医薬品又は護衛のための特別用途で化学兵器禁止条約別表第1の毒性化学物質の輸入、輸出を規定する政府議定No.100/2005/NĐ-CPおよび2006年4月7日付産業省(現商工省)決定No.05/2006/QĐ-BCN

## ベトナムの輸出管理制度

### 2.4. その他デリケートな品目の輸出管理規制

- 放射性物質および核関連設備の輸入、輸出管理
  - ✓ 放射性物質および核関連設備の輸入、輸出は主務官庁の許可が必要。
  - ✓ 放射性物質は規定の梱包及び包装にしなければならない
- 2008年の原子力法および原子力法の一部規定の施行細則に関する2010年1月25日付政府議定No.07/2010/ND-CP

## ベトナムの輸出管理制度

- 無人飛行機、超軽量飛行体の輸入,輸出管理規制
  - ✓ 主務官庁が国防省並びに公安省の統一した見解があった場合にのみ、個人・組織に対し輸出入の許認可を行う。
  - ✓ 輸入・輸出しようとする組織・個人は主務官庁への許可申請前に、国防省及び公安省へ許諾要請書の提出が求められる
- 無人飛行機、超軽量飛行体の管理に関する2008年3月28日付政府議定NO.36/2008/ND-CP

## ベトナムの輸出管理制度

### ➤ ダイヤモンドの輸入・輸出管理規制

- ✓ 「紛争ダイヤモンド」の輸入・輸出禁止
- ✓ ダイヤモンドの輸出入取引相手先はキンバリー・プロセス認証制度(KPCS)加盟国に限る
- ✓ ダイヤモンドに係る貨物はベトナムの主務官庁発給による合法的なKPCSがあった場合のみ加盟国への輸出が認められる
- KPCS規定実施のためのダイヤモンドの輸出輸入手続きガイドラインという商工省及び財務省の2009年6月23日付省庁間通達No.14/2009/TTLT-BCT-BTC09による

## ベトナムの輸出管理制度

### 全体の評価:

近年において、ベトナムは国際経済への融合、また、加盟条約等の実施責任により輸出管理規制の整備により重要視してきており、国の安定と持続可能な発展を目指している。

## ベトナムの輸出管理制度

### ■ 第3部 今後の制度整備の方向性

- 現行の諸規定のレビュー、輸出管理制度の整備が継続的に行われる
- 輸出管理の実施推進および法令整備経験の共有等に関し多国間との国際協力の更なる推進
- 輸出管理の重要性について幹部、公職員、住民、企業への啓蒙活動および認識の向上の取り組み



## ベトナムの輸出管理制度

ご静聴ありがとうございました